

ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE

Web3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会
第 8 回

「本人（中の人）とアバターの関係性」

弁護士 中崎 尚

2023年3月23日

本日の概要

1. 本人（中の人）とアバターの関係性
2. プライバシー侵害
3. アバターに対する誹謗中傷
4. アバターのなりすまし
5. アバターの「肖像」の無断使用
6. アバターの「肖像」の無断撮影

1. 本人（中の人）とアバターの関係性

本人（中の人）とアバターの対応関係の種類

- 一人の本人が、一つのアバターをかぶる場合（単発、継続的）
- 一人の本人が、同時に複数のアバターをかぶる場合
- 複数の本人が、一つのアバターをかぶる場合（同時、交替制）

アバターの成り立ちと本人（中の人）の容姿との関係の種類

- 現実世界の本人の容姿を元にアバターを作成するパターン
- 現実世界の本人の容姿と切り離されたアバターを作成するパターン

アバターに対する本人（中の人）の意識の種類

- アバターを現実世界の中の人自身を拡張した存在とする捉え方
- アバターを現実世界の中の人自身と切り離された存在とする捉え方
- メタバースと現実世界の距離感の影響

1. 本人（中の人）とアバターの関係性

本人（中の人）とアバターの関係性が重要になる場面

- プライバシー侵害
- アバターに対する誹謗中傷（名誉毀損・名誉感情侵害）
- アバターのなりすまし
- アバターの「肖像」の無断使用
- アバターの「肖像」の無断撮影

2. プライバシー侵害

「プライバシー」に関する見解

- 憲法、民法に跨って議論されているものの、その内容は依然として明確ではない。
- 「個人が私生活において他者からの干渉や侵害を受けない自由」
- 自己情報コントロール権（佐藤）
- 自己イメージコントロール権（棟居）
- 自己情報の適正な取扱いを求める権利（音無）
- 裁判例では、「プライバシー」という言葉を用いずに、問題となっている法益の内容を直接議論することもある。

2. プライバシー侵害

プライバシー侵害が認められるための要件

- ①私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある事柄であること、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められる事柄であること、③一般の人々に未だ知られていない事柄であること、の3要件を充足するかを検討（「宴のあと」事件 東京地判昭和39年9月28日）。
- プライバシーの利益が公表する利益を上回っているかを検討。ファクターとして、①「当該事実の性質および内容」②「伝達される範囲と具体的被害の程度」③「社会的地位や影響力」④「記事の目的や意義」⑤「社会的状況」⑥「記載する必要性」⑦「媒体の性質」等を考慮することが多い（最判平成15年3月14日、最決平成29年1月31日、最判令和2年10月9日）。

2. プライバシー侵害

「中の人」の情報の暴露でプライバシー侵害が認められた裁判例

- 「そもそも着ぐるみや仮面・覆面を用いて実際の顔を晒すことなく芸能活動をする者もいるところ、これと似通った活動を行うVチューバーにおいても、そのVチューバーとしてのキャラクターのイメージを守るために実際の顔や個人情報晒さないという芸能戦略はあり得るところであるから、原告にとって、本件画像が一般人に対し公開を欲しないであろう事柄であったことは十分に首肯できる」うえ、原告がそのVチューバーであることを積極的に公開しておらず、所属事務所との間でも一個人として生身で活動を行うことが禁じられていたことから、「原告は本件画像の公開を欲していなかったことが認められる」とし、結論として特定のVチューバーの演者であるとわかる形で、演者の顔写真を公開したことにつき、プライバシー侵害の成立を肯定している（東京地判令和3年6月8日）。

2. プライバシー侵害

「中の人」の情報の暴露でプライバシー侵害が認められた裁判例

- Vチューバーに関する本名や年齢が投稿された事件では、「本名や年齢は個人を特定するための基本的な情報であるところ、インターネット上で本名や年齢をあえて公開せずにハンドルネーム等を用いて活動する者にとって、これらの情報は一般に公開を望まない私生活上の事柄であると解することができるから、本件投稿は原告のプライバシーを侵害するものであったと認められる」と判示している（東京地判令和2年12月22日）。

2. プライバシー侵害

アバターとしての情報の暴露によるプライバシー侵害が認められるか

- ①私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある事柄であること：メタバーズ内におけるアバターの活動は「私生活」といえるか？
- ②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められる事柄であること：アバターとして他のアバターに見せたくない表情・挙動・言動があり得るか？
- ③一般の人々に未だ知られていない事柄であること：メタバーズのシステム上、アバターの表情・挙動・言動を、特定の参加者にしか見せないようコントロール可能で、公表されているとはいえない場合はどうか？

3. アバターに対する誹謗中傷

名誉毀損・名誉感情侵害

- 名誉毀損（民法723条）における「名誉」社会的名誉＝「人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価」
 - 被害者の特定が必要。例えば、被害者の特定の無いヘイト・スピーチは名誉毀損にならない。一方、特定の団体・個人を対象とするヘイト・スピーチは別論（大阪高判平成26年7月8日参照（最決平成26年12月9日は上告棄却・不受理））。

- 名誉感情：「人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価」
 - 名誉毀損における「名誉」とは異なるが、別途、民法710条による請求の根拠となり得る人格的利益と解されている。

3. アバターに対する誹謗中傷

従前のオンライン活動における「中の人」に対する誹謗中傷

- ハンドルネームでの交流が予定されているBBS（電子掲示板）の参加者間で誹謗中傷が発生し、名誉毀損の成否が裁判で争われた裁判例では、ハンドルネームに対する誹謗中傷だけでは、通常は、誰に対する誹謗中傷かが明確とならないことから、「人」の社会的評価を低下させたといえず、名誉毀損は成立しないが、ハンドルネームと本人との結びつきが社会的に明白である、あるいは、ハンドルネームが本人の通称として認知されている場合は、例外的に、誰に対する誹謗中傷であるかが明確といえ、名誉毀損が成立しうるとされていた。
- SNSのなりすましをめぐって、当該人物がユーザーネームを20年間以上使用していたことを根拠に、ユーザー名に対する誹謗中傷をもって、当該人物に対する誹謗中傷であるとして、名誉毀損の成立を認めた裁判例がある（東京地判令和2年12月9日）。

3. アバターに対する誹謗中傷

Vチューバーの「中の人」に対する誹謗中傷

- Vチューバーの場合には「アバターの人格やキャラ付けの設定を行う人」「アバター（2D）の絵を描く人」「アバター（3D）のモデルをつくる人」がいて、できあがったアバターに声をあて、モーションアクターとして動いてみせる「中の人」がいる、というパターンが存在する。
- 「原告が所属する芸能プロダクションであるaプロダクションには多数のVTuber（著者注：原文ママ。以下引用部分について同様。）がタレントとして所属しているところ、その中で「B」として活動しているのは原告のみであり、また、上記プロダクションがVTuberのキャラクターを製作する際には、当該キャラクターとして活動する予定のタレントとの間で協議を行った上で、当該タレントの個性を活かすキャラクターを製作していることが認められる」（東京地判令和3年4月26日）。

3. アバターに対する誹謗中傷

Vチューバーの「中の人」に対する誹謗中傷

- 「以上のような事情に加えて、「B」の動画配信における音声は原告の肉声であり、CGキャラクターの動きについてもモーションキャプチャーによる原告の動きを反映したものであること」、「『「B」』としての動画配信やSNS上での発信は、キャラクターとしての設定を踏まえた架空の内容ではなく、キャラクターを演じている人間の現実の生活における出来事等を内容とするものであること…も考慮すると、VTuber「B」の活動は、単なるCGキャラクターではなく、原告の人格を反映したものであるというべきである」。そのうえで、原告の行動に対して行われた投稿が、当該原告本人に対する批判的な意見であることを認定し、かつ、投稿内容が社会通念上許される限度を超えて原告を侮辱するものであり、名誉感情を侵害しているとの結論を導いている（東京地判令和3年4月26日）。

3. アバターに対する誹謗中傷

Vチューバーの「中の人」に対する誹謗中傷

- 「原告は、配信活動等を行うに当たっては、原告の氏名（本名）を明らかにせず、「X 1'」の名称を用い、かつ、原告自身の容姿を明らかにせずに架空のキャラクターの-avatarを使用して、YouTubeに動画を投稿したり、ツイッターにツイートしたりしている。そして、「X 1'」であるとする架空のキャラクターを使用し、X 1'につき、××海賊団の船長であるなどのキャラクターを設定しているものの、「X 1'」の言動は、原告自身の個性を活かし、原告の体験や経験をも反映したものになっており、原告が「X 1'」という名称で表現行為を行っているといえる実態にある」こと等を踏まえれば、「「X 1'」としての言動に対する侮辱の矛先が、表面的には「X 1'」に向けられたものであったとしても、原告は、「X 1'」の名称を用いて、avatarの表象をいわば衣装のようにまとめて、動画配信などの活動を行っているといえること、本件投稿は「X 1'」の名称で活動する者に向けられたものであると認められる」として、名誉毀損の成立を認めた（大阪地判令和4年8月31日）。

3. アバターに対する誹謗中傷

「中の人」に対する誹謗中傷と認められる基準にまつわる課題

- 令和3年判決では「タレントの個性を活かすキャラクター」「音声は原告の肉声」「モーションキャプチャーによる原告の動きを反映」「発信は、キャラクターとしての設定を踏まえた架空の内容ではなく、キャラクターを演じている人間の現実の生活における出来事等を内容とするものである」ことに着目、令和4年判決では「(Vチューバーの)言動は、原告自身の個性を活かし、原告の体験や経験をも反映したもの」であることに着目する。
- メタバースのアバターについては、現実世界の本人とメタバースのアバターとは距離を置く傾向があるため、「中の人」の個性を活かすキャラクター」とは言い難い場合もある反面、Vチューバーのように身ばれ防止のため、一定のフィクションを混ぜることが多いとも言えない状況があり、Vチューバーとは異なる基準を検討する必要があるように思われる。

3. アバターに対する誹謗中傷

アバターとしての表情・挙動・言動に対する誹謗中傷

- 将来的な課題として、「中の人」との同一性が認められない状況において、アバターそのものつまり、キャラクター又は脚本に沿った表情・挙動・言動に対する言説につき名誉毀損等が成立するかどうかという点も問題となり得る。
- Vチューバーについては、このような状況を誹謗中傷として取り締まれないとしたら、メタバーブ上の誹謗中傷を野放しにすることにもなりかねないとして、「中の人」が誰だかわからない状況においても、名誉毀損が成立しうると考えるべきという見解も見られる。

4. アバターのなりすまし

アバターのなりすましの法的位置づけ

- 他の「中の人」のアバターに類似したアバターを用いて、
- 問題行動により当該「中の人」の名誉（社会的評価）を毀損⇒「中の人」の名誉毀損に該当（「なりすまし」から外れるが、場合によってはアバターの著作者の名誉声望権の侵害の可能性も）。
- 当該「中の人」に関する事実、又はそれらしく受け取られるおそれのある情報を公表⇒「中の人」のプライバシー権の侵害に該当。

- 他の「中の人」のアバターへのなりすましの際に、当該他者の実名が騙られている場合には、人格権の一部とされる氏名権（人がその氏名の専用に他人から不正に侵害されない権利）の侵害にも該当する可能性。

- 態様によっては、詐欺や電磁的不正作出・供用、名誉毀損、又は偽計業務妨害など、刑法上の違法行為にも該当する可能性。

4. アバターのなりすまし

アバターのなりすましの法的位置づけ

- なりすましに際して、他の「中の人」の容姿を元に作成されたアバターの肖像を無断使用⇒肖像権・パブリシティ権の侵害に該当する可能性。
- なりすましに際して、他の「中の人」の容姿と切り離されたアバターを元に作成されたアバターの肖像を無断使用⇒著作権の侵害に該当する可能性。
- アイデンティティ権（他者との関係において人格的同一性を保持する利益）による保護の可能性。SNSのなりすましをめぐる複数の裁判例において、アイデンティティ権が「人格的生存に不可欠」であることを根拠に、不法行為法上の保護された利益とされている。そして、両判決とも、「アイデンティティ権の射程に関しては、名誉権、プライバシー権、肖像権で保護されない部分を想定して」いるとしている（大阪地判平成28年2月8日、大阪地判平成29年8月30日）。

4. アバターのなりすまし

アイデンティティ権をめぐる裁判例

- 平成29年判決は、SNSで登録者名を被害者と同じにし、プロフィール写真に被害者の顔写真を利用したアカウントで、被害者の社会的評価を低下させる投稿をしていた事案において、「他者から見た人格の同一性に関する利益の内容、外縁は必ずしも明確ではなく、氏名や肖像を冒用されない権利・利益とは異なり、その性質上不法行為法上の利益として十分に強固なものとはいえないから、他者から見た人格の同一性が偽られたからといって直ちに不法行為が成立すると解すべきではなく、なりすましの意図・動機、なりすましの方法・態様、なりすまされた者がなりすましによって受ける不利益の有無・程度等を総合考慮して、その人格の同一性に関する利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものかどうかを判断して、当該行為が違法性を有するか否かを決すべきである。」とする基準を示したうえで、結論として、アイデンティティ権侵害については、違法性を否定した。

4. アバターのなりすまし

アイデンティティ権をめぐる裁判例

- アイデンティティ権侵害を認めない理由として、当該SNSの登録者名及びプロフィール写真は自由に変更できるもので、本人との結びつきが必ずしも強いとは言えないこと、名誉権及び肖像権の侵害による不利益は不法行為法で別途カバーされていること、当該なりすましが当該SNS内のみでおこなわれ、期間も1ヶ月程度にとどまり、また、第三者によるなりすましではないかという指摘もみられたことを挙げている。
- メタバースにおけるアバターのなりすましについても、このアイデンティティ権による保護を考えうる。上記の裁判例で示された各ファクターについても、アバターのなりすましに妥当しやすいように思われ、これらを参考に検討することが考えられる。

4. アバターのなりすまし

その他の想定されるメタバーズ固有の問題

- 肖像権：「中の人」の人格と密接に結びついたデザインに「アバター固有の肖像権」を認める必要があるか？
- 氏名権：「中の人」の氏名とは切り離されたアバター名について、「アバター固有の氏名権」を認める必要があるか？
- 複数の「中の人」が、一定のルール（キャラクター設定等）にそって、アバターを運用する場合に、保護すべき人格的利益があるのか？

5. アバターの「肖像」の無断使用

肖像権をめぐる裁判例

- 肖像権は、裁判例において、実在の人物の容姿がみだりに公開されないための権利として認められてきたが、これまでの判断は、いずれも人物の生身の顔や姿を撮影・描画されるケースについて示されており、覆面プロレスラーのように、素顔を見せず、特殊なコスチュームやメイクを施した姿で社会的認知を受けている人物の、その姿についての肖像権等の判断がなされた例は、確認されていないとされている。
- 他方、Vチューバーの文脈であるが、「中の人」の仮想空間上の身体であるアバターについては、中の人にとって、「分身たるアバターの肖像は、生身の身体に由来するものでなくとも、自己の人格を象徴するものであり、それらをみだりに公開されない人格的利益が保護されるべきである」等とする意見がある。

5. アバターの「肖像」の無断使用

Vチューバーの肖像権をめぐる議論

- 「V t u b e rにとっては、アバターは『服』のようなものであり、アバターというファッションを全身に纏っているという感覚に近」く、「本人の実際の姿を現しているか・似ているかではなく、本人を識別・特定するものが、その人の「肖像」であるという理解に立てば、V t u b e rが用いるCGのアバターが「中の人」の実際の姿、「肉」（体）の顔を全く反映していなくても、彼女・彼の「肖像」と認めることに障害はないはず」とする議論がある（原田伸一朗「バーチャルYouTuberの肖像権—CGアバターの「肖像」に関する権利—」（情報通信学会誌 Vol.39 No.1（2021）））。
- アバターの肖像と個人の人格との結びつきについては、「中の人」とアバターの対応関係や、演技等を伴わずにアバターを操作する場合と特定のキャラクター設定を演ずる場合等によって、評価が異なる可能性。

6. アバターの「肖像」の無断撮影

肖像権と無断撮影

- 現実世界で実在の人物を直接撮影する場合、被撮影者の社会的地位、活動内容、撮影の場所、目的、態様、撮影の必要性等を総合考慮し、被撮影者の人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超える場合には、肖像権侵害となり得る。
- 「中の人」の容姿を元に作成されたアバターを無断撮影する場合、撮影された肖像は「中の人」の肖像であることに変わりはないため、実在の人物の生身の容姿を直接撮影する場合と同様に、肖像権侵害となり得るものの、現実世界での撮影について考慮されるファクターが、メタバースでの撮影について考慮すべきファクターとしてそのままスライドさせるべきかについては、検討が必要と思われる。たとえば撮影の場所について、パブリックスペースや公道という概念は、受忍限度の検討において重要だが、メタバースにおいて同様の議論が当てはまるのか？、あるいは、被撮影者であるアバターにカメラが向けられることがない場合は、撮影の事実を認識できていないのではないか？という疑問もあり得る。



ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE

中崎尚 (takashi.nakazaki_grp@amt-law.com)

1998年 東京大学法学部
2001年 弁護士登録
2008年 米国Columbia University School of Law (LL.M.)
2008年9月-2009年6月 米国Washington D.C.のArnold & Porter法律事務所勤務
2013年 当事務所スペシャル・カウンセラー就任

2010年～AIPPI (国際知的財産保護協会) 編集委員、2016年～経済産業省「経済産業省・総務省 IoT推進コンソーシアム データ流通推進WG」委員、2018年～経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン検討会」委員、2019年～「エンターテイメント・ローヤーズ・ネットワーク (ELN)」幹事、2020年～経済産業省「AI社会実装ガイド・ワーキンググループ」委員、2022年～内閣府「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」構成員。国内外の個人情報保護案件・IT・インターネット案件・著作権・クロスボーダー案件等を広く取り扱う。その他、多数の技術分野の事件にも豊富な経験を有する。

【著作物・講演等】

「Q&Aで学ぶメタバース・XRビジネスのリスクと対応策」(商事法務 2023年3月)、
「仮想空間(メタバース)での取引における法律問題」(法律のひろば 2022年7月)、
「東京大学著作権法等研究会 研究報告(第14回)新たなカタチのコンテンツと知財～NFT、XRとメタバース～」(NBL 1221号)、「メタバースと法(第4回)データおよびセキュリティ」(NBL 1229号)のほか個人情報・メタバース・ビッグデータ・ソーシャルメディア・決済ビジネス・システム開発・AIを中心に多数。

【受賞】

- Who's Who Legal Global Guide 2018-2022: Recommended (IT)
- Who's Who Legal Global Guide 2018-2022: Recommended (Telecoms & Media)
- Best Lawyers 2020, 2021, 2022 (Information Technology Law, Japan)

【非営利活動】

- International Bar Association (IBA) Technology Committee, Officer (2018-)
- IAPP Tokyo KnowledgeNet Founder (2013-)